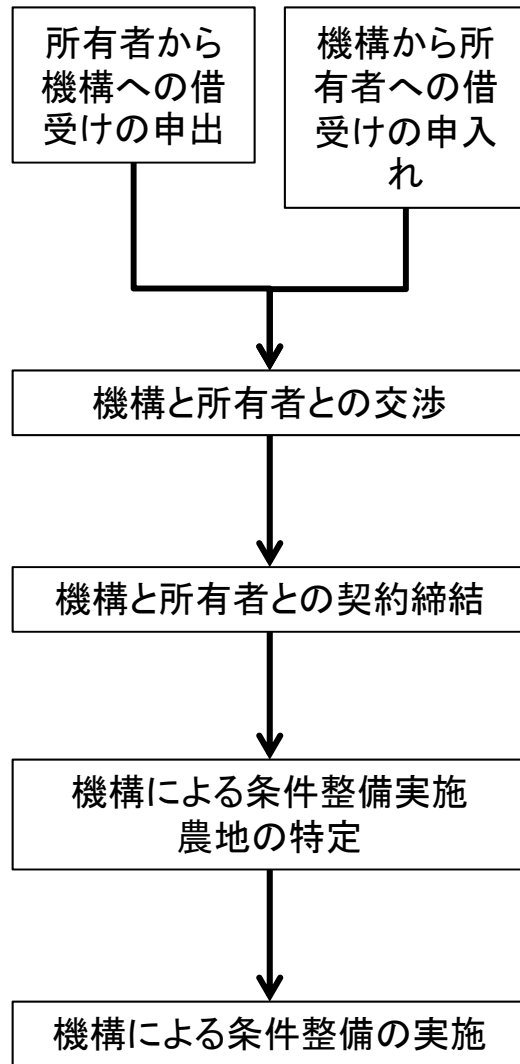


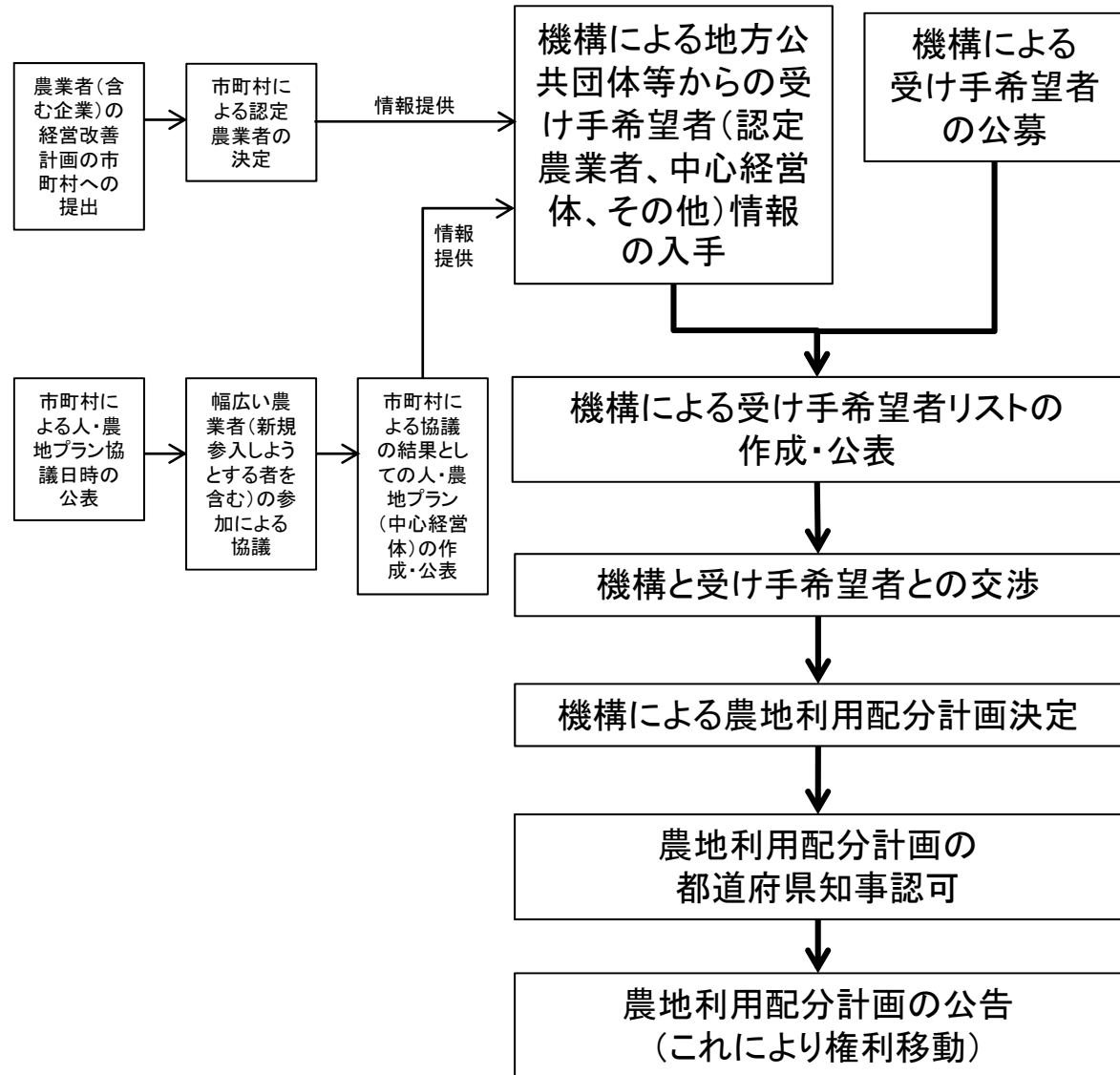
農林水産省提出資料

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

<借受け等プロセス>



<貸付プロセス>



※ 借受け等プロセスと貸付プロセスは、相互にスケジュールの調整をしながら、両者同時進行で進める。

農地中間管理機構の業務委託について

		市町村	その他	備考
農地 の 借 受 け	出し手の掘り起こし・当該地域の確認等			
	所有者との交渉			
	借受決定	×	×	機構本体のみが実施
	契約締結事務			
	借受農地データベース入力			
	賃料支払			
農地 の 管 理	農地管理（草刈り等）			
	条件整備を行うことの決定	×	×	機構本体のみが実施
農地 の 貸 付 け	条件整備事業（設計・現場管理業務）の実施			
	受け手希望者の公募	×	×	機構本体のみが実施
	受け手希望者リストの作成・公表	×	×	機構本体のみが実施
	受け手希望者との交渉			
	利用配分計画の原案作成		×	機構本体及び市町村のみが実施
	利用配分計画の決定	×	×	機構本体のみが実施
	貸付農地データベース入力 賃料徴収			

注① ×以外は、それぞれの組織の行為能力の範囲内であれば委託可能

② 実際にどこに委託するかは、機構が判断し都道府県知事の認可を受ける

③ 再委託は認めない方向で検討中

耕作放棄地の判断基準(フロー図)

